その他告示

○国土交通省告示第九百二十号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三条第六項及び第二百九条の二第二項の規定に基づき、空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示及び航空情報を提供する場所等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月二日

国土交通大臣　中野　洋昌

空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示の一部を改正する告示

（空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示の一部改正）

第一条　空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示（昭和四十三年運輸省告示第二百十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報及び到着の通知に関する事務を行う時間は、次の表のとおりとする。	空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報及び到着の通知に関する事務を行う時間は、次の表のとおりとする。
空港事務所又は空港出張所の名称 ／ 飛行計画の通報等に関する事務を行う時間	空港事務所又は空港出張所の名称 ／ 飛行計画の通報等に関する事務を行う時間
（略） ／ （略）	（略） ／ （略）
松山空港事務所 ／ 7時から22時まで	松山空港事務所 ／ 7時から22時まで
高知空港事務所 ／ 7時から21時まで	高知空港事務所 ／ 7時から21時まで
（略） ／ （略）	（略） ／ （略）

（航空情報を提供する場所等を定める告示の一部改正）

第二条　航空情報を提供する場所等を定める告示（昭和三十七年運輸省告示第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二	別表第二
提供する場所 ／ 所在地	提供する場所 ／ 所在地
（略） ／ （略）	（略） ／ （略）
松山空港事務所 ／ 愛媛県松山市　松山空港内	松山空港事務所 ／ 愛媛県松山市　松山空港内
	高知空港事務所 ／ 高知県南国市　高知空港内
（略） ／ （略）	（略） ／ （略）

附　則

この告示は、令和七年十一月一日から施行する。